

道路編

新：平成 30（2018）年度

旧：平成 26（2014）年度

◆新旧対照表

基本的考え方

ページ	新	ページ	旧
P2～3	(現行のとおり)	P256～257	(略)

(1) 歩車道の分離

ページ	新	ページ	旧
P4～7	(現行のとおり)	P258～259	(略)

(2) 歩車の有効幅員

ページ	新	ページ	旧
P8	(現行のとおり)	P260	(略)
P9 (ア)有効幅員の確保 (イ)歩行者と自転車の分離	<p>■望ましい整備 (現行のとおり)</p> <p>◎ <u>自転車は、車道通行が原則であるため、歩行者と自転車の分離を検討する。</u></p> <p>◎ <u>歩行者と自転車の分離を検討する場合は、車道の活用を基本としつつ、地域の道路事情に応じた整備手法を選定する。</u>整備手法については、「<u>安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン</u> (国土交通省道路局、警察庁交通局)」を参考とする。</p>	P262 (ア)有効幅員の確保 (イ)歩行者と自転車の分離	<p>■<u>誘導基準 (望ましい整備)</u> (略)</p> <p>◎ <u>歩道幅員が広い場合には、歩行者と自転車の分離を検討する。</u></p> <p>◎ <u>歩道幅員に関わらず、歩行者や自転車の交通量が多い路線は、車道の活用を含めた多様な整備手法を用いて、歩行者と自転車の分離を検討する。</u>整備手法については、「<u>自転車利用環境整備ガイドブック</u> (国土交通省道路局地方道・環境課、警察庁交通局交通規制課)」を参考とする。</p>
P10	<p>【図 2.1】～【図 2.3】 (現行のとおり)</p>	P261	<p>【図 2.1】～【図 2.3】 (略)</p>

道路編

新：平成 30（2018）年度

旧：平成 26（2014）年度

	【図 2.4】 削除	P263	【図 2.4】
--	---------------	------	---------

（3）横断歩道

ページ	新	ページ	旧
P12～13	(現行のとおり)	P264～265	(略)

（4）立体横断施設

ページ	新	ページ	旧
P14	<p>【基本的考え方】 (現行のとおり)</p> <p>■整備基準（規則で定めた基準） (現行のとおり)</p> <p>■整備基準の解説</p> <ul style="list-style-type: none"> ● (現行のとおり) ● 立体横断施設の整備に当たっては、「立体横断施設技術基準・同解説（(公社)日本道路協会）」に基づき実施するものとするが、以下のことについては特に配慮すること。 ①～⑧（現行のとおり） <p>■望ましい整備 (現行のとおり)</p>	P266	<p>【基本的考え方】 (略)</p> <p>■整備基準（規則で定めた基準） (略)</p> <p>■整備基準の解説</p> <ul style="list-style-type: none"> ● (略) ● 立体横断施設の整備に当たっては、「立体横断施設技術基準・同解説（(社)日本道路協会）」に基づき実施するものとするが、以下のことについては特に配慮すること。 ①～⑧（略） <p>■誘導基準（望ましい整備） (略)</p>
P15	(現行のとおり)	P267	(略)

道路編

新：平成 30（2018）年度 旧：平成 26（2014）年度

（5）ベンチ ～（13）駐車場（道路附属物としての駐車場）

ページ	新	ページ	旧
P16～36	（現行のとおり）	P268～286	（略）